## ◎ 被扶養者認定に必要な添付書類一覧表

【注意事項】
・法令では扶養申請日より５日以内に届出をしなければならないと定められておりますが、当健保ではやむ負えない理由による遅延のみ過去１ヵ月まで遡ります。
・届出をされた場合であっても、要件を満たさないときには被扶養者として認定されません。
・各証明書は３ケ月以内に発行したもののみ有効とします。

●印…必ず提出　○印…該当する場合のみ提出

| 添付書類<br>※　提出書類は原則原本ですが、（原本）と記載以外は原本の写しでも提出可能です。 | | 書類の入手先 | 同居していなくても認められる人 | | | | | | | | 同居が必要な人 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 配偶者（内縁含む） | 子（養子、連れ子を含む） | | | 実父母 | 祖父母 | 孫 兄弟姉妹 | | 義父母 | その他三親等内の親族 | | |
| | | | | 出生 | 18歳未満 | 18歳以上 | | | 18歳未満 | 18歳以上 | | 18歳未満 | 18歳以上 | |
| 必須書類 | 被扶養者異動届　(原本) | 当健保組合 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 必須書類 | 生計依存関係調書・誓約書(生計依存関係調書裏面)(原本) | 当健保組合 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 必須書類 | 世帯全員分の住民票（氏名、続柄記載のもの）(原本) | 居住地の市町村 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 必須書類 | マイナンバーが記載された書類(住民票の場合は原本) | 居住地の市町村 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | マイナンバーカードの場合は両面の写し |
| 離婚をしたとき<br>内縁関係にある配偶者、内縁関係にある者の子、養子、配偶者がいない子を申請するとき<br>結婚をしたときは戸籍謄本(原本)または結婚証明書 | 戸籍謄本（全部事項証明書）(原本) | 居住地の市町村 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 離職した場合、収入減の場合以外すべて | 所得証明書（原本）または確定申告書(写し) | 勤務先、居住地の市町村 | ● | | | ● | ● | ● | | ● | ● | | ● | |
| 申請事由が被保険者の取得または離婚の場合。<br>申請事由が扶養申請対象者の離職、または配偶者の離職のため子供の移し替えの場合。 | 資格喪失証明書(原本) | 前健保組合 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 外国籍の方 | 在留カード | 新千歳，成田，羽田，中部，関西，広島及び福岡の各空港　主要海港ほか、居住地の市町村 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ※　日本国に入国時に中長期在留者には、原則的には空港･海港（一部を除く）で在留カードが交付される。また、例外的に地方出入国在留管理官署においても交付される |
| アムジェン㈱の方 | マイナンバーが記載された書類 | 居住地の市町村 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 学生 | 18歳以上（社会人学生を除く） | 学生証または在学証明書(原本) | ○ | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | |
| 学生 | 社会人学生 | 在学証明書(原本) | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| これまで働いたことがない<br>退職から１年以上経過し、今後も雇用保険を受給する予定がない | 無収入であることを証明する書類（課税非課税証明書（原本)、住民税決定通知書） | 居住地の市町村 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 子を扶養（夫婦共に収入がある場合） | ・被保険者・配偶者の源泉徴収票(休業中の場合は休業前のもの)、又は確定申告書等収入が分かる書類<br>・被保険者が新たにアステラス健保に加入した場合、配偶者が転職の予定がある場合は収入見込証明書(原本) | 勤務先・税務署 | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ※　勤務先に収入見込証明書がない場合はアステラス健保の用紙にて作成 |
| 離職した場合 | 雇用保険に未加入だった | 離職前の勤務先での給与明細書 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ※　雇用保険料の徴収がないことが確認出来る給与明細など |
| 離職した場合 | 雇用保険を受給する | 雇用保険受給資格者証 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 離職した場合 | 雇用保険を受給をしない・加入期間不足 | 離職票２ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 離職した場合 | 雇用保険受給中・待期・給付制限期間中 | 雇用保険受給資格者証（両面） | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 離職した場合 | 雇用保険の受給を延長した | 離職票２、受給期間延長通知書 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ※　生計依存関係調書の【6】に詳細を記載 |
| 離職した場合 | 雇用保険の受給を終了した | 雇用保険受給資格者証（両面「支給終了」印があるもの） | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 収入が減少したとき | 金額の減少が分かる労働契約書の写し等 | 勤務先 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ※　基本的に労働時間ならびに時給が確認できる契約書 |
| 離職後、事業等を開始した | 事業等開始後の収支が分かる帳簿<br>事業開始届 | 認定対象者（記録保存の帳簿類）<br>税務署 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 事業収入（事業、農林水産など） | 確定申告書Ｂ一二表（控)、収支内訳書又は青色申告決算書 | 税務署 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 不動産収入 | 確定申告書Ｂ一二表（控)、収支内訳書又は青色申告決算書 | 税務署 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 自営業を廃業した場合 | 廃業届 | 税務署、保健所など | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 資金や株式運用等による収入 | 特定口座取引報告書、確定申告書Ｂ（控)、付表（一二面） | 証券会社、税務署 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 労災保険や健康保険からの給付<br>(休業補償給付、傷病・出産手当金など) | 支給決定通知書、支払振込通知書、給付金の振込が分かる通帳 | 厚生労働省、前健康保険組合 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 雇用保険の基本手当 | 雇用保険受給資格者証 | ハローワーク | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ※　日額 3,612 円未満(60 歳未満)、5,000 円未満(60 歳以上)であること |
| 公的年金（老齢、障害、遺族、旧共済など） | 年金振込通知書、年金額改定通知書 | 厚生労働省 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 個人年金 | 年金の受け取り額が分かる書類 | 個人年金を契約している先 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 被保険者以外からの生活費援助 | 金融機関の送金証明書、送金の事実が分かる通帳 | ご契約の金融機関 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ※　認定対象者に送金をしている事実が分かる書類 |
| **（共通）**被扶養者となる方が別居の場合 | 送金を証明する書類（手渡しは不可） | ご契約の金融機関 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ※　アステラス健保 HP にて詳細を確認 |

## ◎ 被扶養者認定に必要な提出書類一覧表（国内居住要件の例外の場合）

【注意事項】
・法令では扶養申請日より５日以内に届出をしなければならないと定められておりますが、当健保ではやむ負えない理由による遅延のみ過去１ヵ月まで遡ります。
・届出をされた場合であっても、要件を満たさないときには被扶養者として認定されません。
・各証明書は３ケ月以内に発行したもののみ有効とします。
・外国語表記のものは和訳を添付。和訳をした日付と和訳をした人のサインを記載すること。

●印…必ず提出　○印…該当する場合のみ提出

| | 提出書類<br>※　日本国内に生活の基礎を置くものの例外として、<br>提出書類が外国語の場合には、日本語に翻訳して提出して下さい。（翻訳日・翻訳者名も記載） | | 書類の入手先 | 同居していなくても認められる人 | | | | | | | | 同居が必要な人 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 配偶者 | 子（養子、連れ子を含む） | | | 実父母 | 祖父母 | 孫・兄弟姉妹 | | 義父母 | その他三親等内の親族 | | |
| | | | | | 出生 | 18歳未満 | 18歳以上 | | | 18歳未満 | 18歳以上 | | 18歳未満 | 18歳以上 | |
| 必須 | 被扶養者異動届(原本) | | 当健保組合 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 必須 | 生計依存関係調書・誓約書(生計依存関係調書裏面)(原本) | | 当健保組合 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 海外渡航者が必ず提出する書類 | ①　外国で留学をする学生 | ビザ（査証）、学生証、在学証明書、入学証明書等 | 各国の大使館、留学先 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 海外渡航者が必ず提出する書類 | ②　海外に赴任する被保険者に同行する親族 | 家族ビザ（査証）、海外赴任辞令、居住証明書等 | 各国の大使館、被保険者の勤務先 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 海外渡航者が必ず提出する書類 | ③　観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する親族 | ビザ（査証）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等 | 各国の大使館 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 海外渡航者が必ず提出する書類 | ④　被保険者が外国に赴任している間に、婚姻や出産によって被保険者との民法上の親族となったもので、海外に赴任する被保険者に同行する親族と同等と認められる親族 | 出生、婚姻等を証明する書類等(原本)<br>外国官公署発行の出生登録証明書(原本)または医師作成の出生証明書(原本) | 日本国の大使館、領事館、医療機関、事業主の発行する家族証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |